

石岡地域市民医療懇談会要綱

(平成30年 5月29日石岡市告示第255号)

(設置)

第1条 石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の地域（以下「石岡地域」という。）の医療関係者、市民及び行政がともに石岡地域の医療体制の現状、課題について、情報の共有を図り、今後の石岡地域の医療体制の在り方を協議、検討等するため、石岡地域市民医療懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を遂行する。

- (1) 石岡地域の医療体制に関すること。
- (2) その他懇談会が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会の委員（以下「委員」という。）は、16人とし、次に掲げる者を委員として、組織する。

- (1) 石岡市医師会会長
- (2) 石岡市歯科医師会会長
- (3) 石岡薬剤師会会長
- (4) 石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の市民各2人
- (5) 茨城県土浦保健所所長
- (6) 石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の市議会議長
- (7) 石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 懇談会の所掌事務について、調査検討等を行い、懇談会の会議に資するため、懇談会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 石岡市医師会事務局長

(2) 茨城県土浦保健所地域保健推進室長

(3) 石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の政策部門の長及び保健福祉衛生部門の長

(報償費)

第9条 委員に支給する報償費の額は、日額5,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、県及び市の常勤職員である委員には、報償費の支給はしない。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。